

ふとん洗濯・乾燥・消毒サービス

問 市社会福祉協議会 ☎(37)33313
高 高齡福祉課 ☎(55)71116

▼実施日／10月7日(月)～11日(金)・15日(火)

▼対象者／

- ・65歳以上のひとり暮らしの方で要介護1から5の認定を受けている方
- ・65歳以上の高齡者のみの世帯で要介護1から5の認定を受けている方
- ・身体障害者(児)【身体障害者手帳1または2級】
- ・知的障害者(児)【療育手帳A判定】
- ・精神障害者(児)【精神障害者保健福祉手帳1級】

※7月1日現在、該当すること

▼申し込み／7月1日(月)から19日(金)

※以前に利用された先または各支所へ
※以前に利用されている方も毎回申請が必要

※申請書は市ホームページからダウンロード可

▼持参するもの／印鑑、介護保険被保険者証または該当する障害関係手帳

▼取扱寝具／掛ふとん、敷ふとん、毛布、シーツの中から4点まで

▼利用料／無料

※実施日の午前中にお預かりし、原則当日中にお届けします。



家具転倒防止器具を取り付けます

問 高齡福祉課 ☎(55)71116

地震などの災害時に家具などの転倒による被害の軽減を図るため、し字金具を使用して、対象家具を4組まで無料に取り付けます。(し字金具以外は不可)

▼対象者／65歳以上のひとり暮らし高齡者

▼対象家具／タンス、食器棚、本棚など(テーブル、机、いす、電化製品、額などは対象外)

▼申し込み／7月1日(月)から31日(水)までに家具転倒防止用具取付申請書(高齡福祉課、各支所に設置)に必要事項を記入し、問い合わせ先または各支所に提出

※昨年までに取り付けを受けた方は除きます。

国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度

問 国民年金課 ☎(55)71119

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は、この制度を利用できません。学生納付特例制度をご利用ください。

【申請免除制度】

・ご本人からの申請後、承認されると、

保険料の納付が免除になります。

・「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4段階の免除があります。

▼免除要件／本人と配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ別表の所得の目安以下のとき

免除区分	納める保険料額(令和6年度)	老齡基礎年金への計算(全額納付した場合と比較)	所得の目安	
全額	0円	免除期間は2分の1で計算	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	
4分の3(4分の1納付)	4,250円	免除期間は8分の5で計算	88万円	+扶養親族等 控除額 +社会保険料 控除額等
半額(半額納付)	8,490円	免除期間は8分の6で計算	128万円	
4分の1(4分の3納付)	12,740円	免除期間は8分の7で計算	168万円	

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、上の計算式の金額以下であれば免除を受けることができます。
※減額された保険料を納めていない期間も未納扱いとなり、受給要件にも老齡基礎年金額の計算にも算入されませんのでご注意ください。

【納付猶予制度】

・ご本人からの申請後、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

▼猶予要件／

・50歳未満の方が対象(学生を除く)

・本人と配偶者の前年所得がそれぞれ別表の全額免除の所得の目安以下のとき
※世帯主の所得は審査対象にはなりません。

・猶予された期間は、老齡基礎年金の年金額には反映されません。

※「全額免除」および「納付猶予制度」が承認された方は、申請時に翌年度以降も引き続き審査を希望されると、毎年度の申請手続きが不要です。なお、失業などによる特例免除承認者は、翌年度も申請が必要です。

▼承認期間／7月～令和7年6月(過去2年1か月前までの期間も、さかのぼって申請可)

▼申請に必要なもの／

・基礎年金番号がわかるもの
・雇用保険被保険者離職票または「雇用保険受給資格通知」、「雇用保険受給資格者証」などのコピー(失業を理由に申請する場合のみ必要)
詳しくは、左記よりご確認をお願いします。

【日本年金機構ホームページ】

■ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html>

